

青森県報

第三百八十五号

令和三年
十一月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………一
- 保安林の指定予定……………(林政課)……………二
- 右 同……………(同)……………二
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課)……………二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域民局)……………二
- 右 同……………(三八地域民局)……………三
- 右 同……………(上北地域民局)……………三
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(中南部地域民局)……………三
- 正 誤
- 令和三年十月二十二日定例公告中……………(警察本部会計課)……………四

告

示

青森県告示第七百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 株式会社エ ブリーケア	指定居宅サービス事業者		居宅サ ビスの種 類	事 業 居宅サ ビス事業を行う 所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所	エブリイ春 日台			

青森県告示第七百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 株式会社エ ブリーケア	指定介護予防サービス事業者		介護予 防サ ビスの種 類	事 業 介護予 防サ ビス事業を行う 所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所	エブリイ春 日台			

青森県告示第七百五十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
十和田市大字洞内字梅山一の四〇

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百五十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡七戸町字野左掛山一の一、一の六

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百五十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	十和田市西十三番町四の二八	十和田おいらせ農業協同組合	むつ市横迎町一丁目一の一の三五	令和 三・二〇・二
変更後			廃止	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社TSE
 - 二 代表者の氏名 舘田祐介
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字萱町一五の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇三八五号
 - 五 取消年月日 令和三年九月二十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る建設業の許可
- 水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 令和三年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。
- ~~~~~
- 建設業者の許可の取消し**
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 南部木材株式会社
 - 二 代表者の氏名 工藤義隆
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字海岸一八の五
 - 四 許可番号 青森県知事許可(特―二八)第三〇〇二四六号
 - 五 取消年月日 令和三年十月十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
- 解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社みらい
 - 二 代表者の氏名 田中伴子
 - 三 主たる営業所の所在地 十和田市元町西二丁目一二の四三
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一七五二〇号
 - 五 取消年月日 令和三年十月十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る建設業の許可
- 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

日沼地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年十一月十二日

中南地域県民局長 前 多 正 博

令和二年三月十六日

正

誤

- 一 県営土地改良事業の名称
湛水防除事業
- 二 工事完了年月日

警察本部会計課

令和 ^{三・一〇・三} 第三七六号		発行年月日 発行番号
公告		区分
五		ページ
上	上	段
ら 後ろ 三	ら 後ろ 四	行
宮城県仙台市青葉区花京院 一丁目一の二〇		誤
東京都千代田区丸の内二丁 目七の三		正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円